

# 香川県報



号外 2

平成 18 年

3月31日(金曜日)

## 目次

（印は、県法規集掲載事項）ページ

規 則	
●香川県都市公園規則の一部を改正する規則	一
教育委員会規則	
●香川県教育委員会事務局等に設置する職員及び技能職員の職の廃止等に伴う関係規則の整備に関する規則	五
●香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則	六
●最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則	八
●平成十八年改正給与条例附則第五項から第七項までの規定による給料に関する規則	一〇
●公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	一四
●期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	一五
●公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	二五
●義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	三五
●産業教育手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則	三六
●定時制通信教育手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則	三七
●へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	
●教育長の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	
●香川県教科書センター設置管理規則の一部を改正する規則	
●香川県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則	

## 規 則

- 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則
- 香川県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する等の規則
- 香川県立図書館規則の一部を改正する規則
- 香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則を廃止する規則

四〇  
四四

香川県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第四十七号

香川県都市公園規則の一部を改正する規則

香川県都市公園規則（昭和三十九年香川県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「その利用」の下に「及びこれと併せて行う香川県宮野球場における広告の表示」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 教育委員会規則

香川県教育委員会事務局等に設置する職員及び技能職員の職の廃止等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第四号

香川県教育委員会事務局等に設置する職員及び技能職員の職の廃止等に伴う関係規則の整備に関する規則

(香川県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第一条 香川県立学校の管理運営に関する規則(昭和三十三年香川県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第四号を次のように改める。

四 主任

第十八条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第四項中「主任主査及び主査」を「主任」に改め、「特定の」を削る。

(香川県スポーツ施設管理運営規則の一部改正)

第二条 香川県スポーツ施設管理運営規則(昭和三十九年香川県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号を次のように改める。

四 主任

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とする。  
第三条の二第四号を次のように改める。

四 主任

第三条の二中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とする。

第三条の三第四号を次のように改める。

四 主任

第三条の三中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とする。

第四条第四号を次のように改める。

四 主任

第四条中第六号を削り、第七号を第六号とする。  
第五条第五号を次のように改める。

五 主任

第五条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とする。  
第六条第五号を次のように改める。

五 主任

第六条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とする。  
第七条第五号を次のように改める。

五 主任

第七条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とする。  
第八条第四項中「主任主査及び主査」を「及び主任」に改め、「特定の」を削り、同条中第六項を削り、第七項を第六項とする。

(香川県文化会館規則の一部改正)

第三条 香川県文化会館規則(昭和四十一年香川県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「次の」を「、次の」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 主任

第四条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とし、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とする。

第五条第五項を削り、同条第六項中「係長」を「主任」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

(香川県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第四条 香川県教育委員会事務局組織規則(昭和四十四年香川県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第七条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条第六号中「(スポーツを担当する者を除く。）」を削る。

第十三条第一項中「除く」の下に「。次条第七項において同じ」を加え、第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、第二十三号を削り、第二十四号を第二十二号とし、同条第二項第五号を次のように改める。

五 主任

第十三条第二項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を削り、第十号を第八号とする。

第十四条第五項中、「主幹、副主幹、主任主査、主任及び主査」を「及び主幹」に改め、同条中第十三項を第十四項とし、第十二項を削り、第十一項を第十三項とし、第七項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の二項を加える。

7 事務局の副主幹及び主任は、上司の命を受けて、特定の事務を処理する。

8 教育事務所の副主幹及び主任は、上司の命を受けて、事務を処理する。

(香川県自然科学館規則の一部改正)

第五条 香川県自然科学館規則(昭和四十五年香川県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「次の」を「、次の」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 主任

第三条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とする。

第四条第一項中「館長は」の下に「、上司の命を受けて」を加え、同条第三項中「主任主査及び主査」を「及び主任」に改め、「特定の」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

(香川県教育センター規則の一部改正)

第六条 香川県教育センター規則(昭和四十六年香川県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第七号を次のように改める。

七 主任

第四条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を削り、第十二号を第十号とする。

第五条第二項中「所長不在の」を「所長に事故がある」に、「代行する」を「行う」に改め、同条第四項中「主任主査及び主査」を「及び主任」に改め、「特定の」を削り、同条中第七項を削り、第八項を第七項とする。

(香川県少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第七条 香川県少年自然の家の管理運営に関する規則(昭和四十六年香川県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号を次のように改める。

五 主任

第三条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とする。

第四条第三項中「主任主査及び主査」を「及び主任」に改め、「特定の」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

(瀬戸内海歴史民俗資料館規則の一部改正)

第八条 瀬戸内海歴史民俗資料館規則(昭和四十八年香川県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号を次のように改める。

五 主任

第四条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とする。

第五条第五項を削り、同条第六項中「係長」を「主任」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

(香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第九条 香川県教育委員会事務局等の職員の職の設置に関する規則(昭和五十一年香川県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第一項中第十八号を削り、第十九号を第十八号とし、第二十号を削り、第二十一号を第十九号とし、第二十二号から第二十五号までを二号ずつ繰り上げ、第二十六号を削り、第二十七号を第二十四号とし、第二十八号から第三十号までを三号ずつ繰り上げる。

第二項第七号を次のように改める。

七 主任

第二項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第三項第十五号を次のように改める。

十五 主任

第三項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、第二十三号を削り、第二十四号を第二十二号とし、第二十五号から第三十一号までを二号ずつ繰り上げる。

(香川県教育委員会事務局等の技能職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第十条 香川県教育委員会事務局等の技能職員の職の設置に関する規則（昭和五十一年香川県教育委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第八号までを二号ずつ繰り上げる。

第二項の表中、「主任主席主事」及び「主任主席技師」を削る。

（香川県美術工芸研究所規則の一部改正）

第十一条 香川県美術工芸研究所規則（昭和五十四年香川県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「次の」を、「次の」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 主任

第四条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とする。

第五条第五項を削り、同条第六項中「係長」を「主任」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

（香川県漆芸研究所規則の一部改正）

第十二条 香川県漆芸研究所規則（昭和五十七年香川県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次の」を、「次の」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 主任

第二条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とする。

第三条第三項中「主任主査及び主査」を「及び主任」に改め、「特定の」を削り、

同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

（香川県立図書館規則の一部改正）

第十三条 香川県立図書館規則（昭和五十八年香川県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号を次のように改める。

五 主任

第五条中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、第十号を第八号とする。

第六条第四項中「又は特定」を「その他」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「係長」を「主任」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

（香川県埋蔵文化財センター規則の一部改正）

第十四条 香川県埋蔵文化財センター規則（昭和六十二年香川県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号を次のように改める。

六 主任

第五条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を削り、第十号を第八号とする。

第六条第四項中「主任主査及び主査」を「及び主任」に改め、「特定の」を削り、

同条中第六項を削り、第七項を第六項とする。

（香川県民ホール規則の一部改正）

第十五条 香川県民ホール規則（昭和六十三年香川県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第五号を次のように改める。

五 主任

第五条中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とする。

第六条第四項中「主任主査及び主査」を「及び主任」に改め、「特定の」を削り、

同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

（香川県歴史博物館規則の一部改正）

第十六条 香川県歴史博物館規則（平成十一年香川県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第八号を次のように改める。

八 主任

第五条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号を第十三号とし、第十六号を第十四号とする。

第六条第四項中「主任主査及び主査」を「及び主任」に改め、「特定の」を削り、

同条中第六項を削り、第七項を第六項とする。

(事務委任施設管理運営規則の一部改正)

第十七条 事務委任施設管理運営規則(平成十六年香川県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五号を次のように改める。

五 主任

第四条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とし、同条第二項第五号を次のように改める。

五 主任

第四条第二項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を削り、第九号を第七号とする。

第五条第五項を削り、同条第六項中「係長」を「主任」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

(香川県立東山魁夷せとうち美術館規則の一部改正)

第十八条 香川県立東山魁夷せとうち美術館規則(平成十六年香川県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号を次のように改める。

四 主任

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とする。

第四条第二項中「主任主査及び主査」を「及び主任」に改め、「特定の」を削り、同条第四項を削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県教育委員会規則第五号

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、香川県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十八年香川県条例第三号。以下「書面保存等条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第一条 この規則において使用する用語は、書面保存等条例において使用する用語の例による。

(電磁的記録による保存の適用範囲)

第三条 書面保存等条例第三条第一項の規則で定める保存は、別表に掲げる条例等の規定による書面の保存とする。

(電磁的記録による保存の方法)

第四条 民間事業者等は、書面保存等条例第三条第一項の規定により書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

2 民間事業者等は、前項の場合においては、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 必要に応じて電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに、明りょうな状態かつ整然とした形式で、民間事業者等の使用に係る電子計算機その他の機器

に表示することができ、及び書面を作成することができる措置

二 電磁的記録に記録されている事項について、保存すべき期間中における当該事項を記録したファイルの改変、滅失及びびき損を防止する措置

三 電磁的記録に記録されている事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することができる措置

(電磁的記録による作成の適用範囲)

第五条 書面保存等条例第四条第一項の規則で定める作成は、別表に掲げる条例等の規定による書面の作成とする

(電磁的記録による作成の方法)

第六条 民間事業者等は、書面保存等条例第四条第一項の規定により書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により行わなければならない。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

別表(第三条、第五条関係)

一 香川県教育委員会の所管に属する民法第三十四条の法人の設立及び監督に関する規則(昭和三十五年香川県教育委員会規則第八号)第十条

二 香川県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和三十五年香川県教育委員会規則第三十一号)第十五条

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第六号

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替えに関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八

年香川県条例第三十号(附則第三項の規定に基づき、平成十八年四月一日)以下「切替日」といふ。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料の切替えに必要事項を定めるものとする。

(給料月額の切替え)

第二条 切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額(公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十九年香川県条例第八号)別表第一備考(一)又は別表第二備考(二)の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。)を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」といふ。)は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

一 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」といふ。)が切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」といふ。)に对应した別表の旧給料月額欄に掲げられている職員 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間(人事委員会に協議して教育委員会の定める職員にあっては、人事委員会に協議して教育委員会の定める期間。以下「経過期間」といふ。)に对应して別表に定める号給

二 前号に掲げる職員以外の職員 その者の切替日における職務の級における最高の号給

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

## 別表(第2条関係)

高等学校等教育職給料表又は中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける  
職員の給料の切替表

## イ 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間 旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	円					
2級	458,500	129	130	131	132	133
	461,300	133	134	135	136	137
4級	530,600	41	42	43	44	45

## ロ 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間 旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	円					
2級	444,600	141	142	143	144	145
	447,000	145	146	147	148	149
3級	475,500	97	98	99	100	101
	478,300	101	102	103	104	105
4級	503,400	41	42	43	44	45
	507,300	45	46	47	48	49

平成十八年改正給与条例附則第五項から第七項までの規定による給料に関する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第七号

平成十八年改正給与条例附則第五項から第七項までの規定による給料に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、平成十八年改正給与条例附則第五項から第七項までの規定による給料に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 平成十八年改正給与条例 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第三十号）をいう。
- 二 初任給等規則 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年香川県教育委員会規則第二号）をいう。
- 三 改正前の初任給等規則 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年香川県教育委員会規則第十号）による改正前の初任給等規則をいう。
- 四 切替日 平成十八年四月一日をいう。
- 五 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給等規則別表第六の初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- 六 基準級 切替日の前日においてその者が属していた職務の級
- 七 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- 八 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
  - イ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間

- ロ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間
- ハ 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間
- ニ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間
- ホ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十二年香川県条例第五号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間
- ヘ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年香川県条例第八号。以下「勤務時間等条例」という。）第十一条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間
- ト 職員の公益法人等への派遣等に関する条例（平成十三年香川県条例第四十七号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間
- 九 復職時調整 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則による改正後の初任給等規則第三十四条又は職員給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第十四号）附則第十九項の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例（平成四年香川県条例第二号）第六条の規定による号給の調整をいう。
- 十 再任用職員異動 公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十九年香川県条例第八号）第七条第九項に規定する再任用職員について行う勤務時間等条例第三条第二項又は第三項の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。
- 十一 人事交流等職員 切替日以降に、次に掲げる者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。
  - イ 職員の給与に関する条例（昭和二十六年香川県条例第五号）の適用を受ける職員
  - ロ 香川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十三年香川県条例第四号）の適用を受ける職員
  - ハ 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者

二 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第七条の二第一項に規定する公庫等職員及び他の法律の規定により同項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。）

水 他の地方公共団体の職員

へ イからホまでに掲げる者に準ずる者として人事委員会に協議して教育委員会の定める者

（平成十八年改正給与条例附則第五項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員）

第三条 平成十八年改正給与条例附則第五項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 切替日以降に初任給基準異動をした職員

二 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員

三 切替日前に休職等期間がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

四 切替日以降に再任用職員異動をした職員

五 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

（平成十八年改正給与条例附則第六項の規定による給料の支給）

第四条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた職員（当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなつた職員）人事委員会に協議して教育委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。以下「特定職員」という。（を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成十八年改正給与条例附則第六項の規定による給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第五号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に当該異動があつたものとした場合（切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合）に改正前の初任給等規則第二十三条から第二十六条までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額を基礎として平成十八年改正給与条

例附則第五項各号の規定の例により算定した額に相当する額

二 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第五号に掲げる場合を除く。）切替日の前日において当該降格後の職務の級に降格をしたものとした場合（切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を二回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に改正前の初任給等規則第二十二條の規定の例により同日において受けることとなる給料月額を基礎として平成十八年改正給与条例附則第五項各号の規定の例により算定した額に相当する額

三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第五号に掲げる場合を除く。）切替日の前日に改正前の初任給等規則第四十一条（第三項を除く。）又は職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例附則第十九項の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第六条第一項の規定による号給の調整をされたものとした場合にこれらの規定の例により同日において受けることとなる給料月額を基礎として平成十八年改正給与条例附則第五項各号の規定の例により算定した額に相当する額

四 再任用職員異動をした場合 平成十八年改正給与条例附則第五項第一号に規定する暫定給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、基準級に応じた額（当該再任用職員異動後に地方公務員法第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、勤務時間等条例第三条第二項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）

五 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 人事委員会に協議して教育委員会の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会に協議して教育委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成十八年改正給与条例附則第六項の規定による給料として支給する。

（平成十八年改正給与条例附則第七項の規定による給料の支給）

第五条 人事交流等職員（次項に規定する職員を除く。）であつて、その者の受ける給料

月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額を基礎として平成十八年改正給与条例附則第五項各号の規定の例により算定した額に相当する額(人事委員会に協議して教育委員会の定める職員にあっては、人事委員会に協議して教育委員会の定める額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成十八年改正給与条例附則第七項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものには、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成十八年改正給与条例附則第六項の規定による給料の額に相当する額を、平成十八年改正給与条例附則第七項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第六条 平成十八年改正給与条例附則第五項から第七項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをする事ができる。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第八号

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料等の支給に関する規則(昭和二十九年香川県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十九年条例第八号」を「昭和二十九年香川県条例第八号」に改める。

第八条の二中「額に」を「調整基本額(その額が給料月額の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一元未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」に改める。

第二十七条中「及び」を「又は」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして、「(施行期日等)」を付し、附則に次の一項を加える。

(給料の調整額及び管理職手当の額の算定の特例)

2 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第三十号)附則第五項から第七項までの規定による給料を支給される職員に関する第八条の二、第二十条第一項及び第二十七条の規定の適用については、第八条の二中「の給料月額」とあるのは、「の給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第三十号)附則第五項から第七項までの規定による給料の額との合計額」と、第二十条第一項及び第二十七条中「給料月額」とあるのは「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第五項から第七項までの規定による給料の額との合計額」とする。

別表第一の二及び別表第一の三を次のように改める。

## 別表第1の2（第8条の2関係）

高等学校等教育職給料表の適用を受ける  
職員の調整基本額表

職務の級	調整基本額
1級	9,000円
2級	11,100円
3級	12,200円
4級	13,200円

## 別表第1の3（第8条の2関係）

中学校及び小学校教育職給料表の適用を  
受ける職員の調整基本額表

職務の級	調整基本額
1級	8,400円
2級	10,900円
3級	11,800円
4級	12,800円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 給料の調整を行う職を占める職員(以下「給料の調整額適用職員」という。)で、その者に係る改正後の別表第一の二又は別表第一の三の調整基本額欄に掲げる調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、改正後の第八条の二の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る公立学校職員の給料等の支給に関する規則別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(公立学校職員の給与に関する条例(昭和二十九年香川県条例第八号)第五条第二項に規定する再任用短時間勤務職員にあつては、その額に同規則第五条第二項に規定する勤務割合を乗じて得た額)(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

一 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで 百分の百

二 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の七十五

三 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の五十

四 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の二十五

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)(の前日から引き続き給料の調整額適用職員(第三号に該当する職員を除く。)(である職員 施行日の前日に改正前の別表第一の二及び別表第一の三の調整基本額表(以下「旧調整基本額表」という。)(が附則別表第一及び附則別表第二の調整基本額表(以下「暫定調整基本額表」という。)(に改定されたものとみなした場合に、同日にその者に適用されることとなる暫定調整基本額表の調整基本額欄に掲げる調整基本額(以下「暫定調整基本額」という。)(

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となつた職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。)( 施行日の前

日に旧調整基本額表が暫定調整基本額表に改定され、同日に新たに給料の調整額適用職員になつたとみなした場合に、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年香川県条例第三十号)による改正前の公立学校職員の給与に関する条例及びこれに基づく教育委員会規則等(以下「給与条例等」という。)(の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の第八条の二の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる暫定調整基本額

三 施行日以後に平成十八年改正給与条例附則第五項から第七項までの規定による給料に関する規則(平成十八年香川県教育委員会規則第七号。以下「差額給料規則」という。)(第四条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員を除く。)( 施行日の前日に旧調整基本額表が暫定調整基本額表に改定され、同日に同項各号に掲げる場合に該当することとなつたとみなした場合(同項各号に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職員となつた者にあつては、施行日の前日に旧調整基本額表が暫定調整基本額表に改定され、同日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に同項各号に掲げる場合に該当することとなつたとみなした場合)に、給与条例等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の第八条の二の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる暫定調整基本額。ただし、施行日以後に差額給料規則第四条第一項第五号に掲げる場合に該当することとなつた職員にあつては、教育委員会が人事委員会に協議して定める額

四 施行日以後に、国家公務員、地方公共団体の職員(職員を除く。)(、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者その他教育委員会が人事委員会に協議して定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなつた職員 施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であつたものとみなして前二号の規定を適用した場合に、同日にその者に適用されることとなる暫定調整基本額

4 前二項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、教育委員会が人事委員会に協議して定める。

## 附則別表第 1

## 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の調整額基本表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,300円。ただし、2 号給 6,615円、3 号給 6,889円、4 号給 7,213円、5 号給 7,569円、6 号給 7,969円、7 号給 8,419円、8 号給 8,716円、9 号給 9,013円
2 級	11,600円。ただし、2 号給 8,572円、3 号給 8,883円、4 号給 9,193円、5 号給 9,526円、6 号給 9,882円、7 号給 10,372円、8 号給 10,890円、9 号給 11,412円
3 級	12,900円
4 級	14,000円

## 附則別表第 2

## 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員の調整額基本表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円。ただし、2 号給 6,615円、3 号給 6,889円、4 号給 7,213円、5 号給 7,569円、6 号給 7,969円
2 級	11,500円。ただし、2 号給 7,308円、3 号給 7,681円、4 号給 8,082円、5 号給 8,572円、6 号給 8,883円、7 号給 9,193円、8 号給 9,526円、9 号給 9,882円、10 号給 10,372円、11 号給 10,890円、12 号給 11,412円
3 級	12,500円。ただし、1 号給 12,474円
4 級	13,600円

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第九号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十九年香川県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十条中、「に規定する勤勉手当の支給割合は」を、「の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準は、勤勉手当の支給割合について」「とする」を、「とすることとする」に改める。

第十四条第一号中、「百分の百四十」を、「百分の百四十五」に改め、同条第二号中、「百分の七十」を、「六月に支給する場合においては百分の七十、十二月に支給する場合においては百分の八十」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、職員の勤勉手当の成績率に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会に協議して定める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第十号

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十六年香川県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第三十九条」を、「第三十二条」に、「第四十条 第四十四条」を、「第三十三条

第三十七条」に改める。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り上げる。

第十条の見出し中、「給料月額」を、「号給」に改め、同条第一項中、「給料月額」を、「号給」に、「第二十一条第一項第一号から第三号まで若しくは第二項第一号から第三号まで又は第二十二条第一項第一号若しくは第二号」を、「第二十一条第一項又は第二十二条第一項」に改め、同条第二項中、「給料月額」を、「号給」に改める。

第十二条の見出し中、「給料月額」を、「号給」に改め、同条中「の数」の下に、「に四を乗じて得た数」を加える。

第十三条の見出し中、「給料月額」を、「号給」に改め、同条第一項中、「給料月額」を、「号給」に、「十八月(級別資格基準表に定める必要経年数が五年未満とされている職務の級に決定された者にあつては、当該経年数のうち五年から級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経年数を減じた年数を超えない年数の月数については十二月、当該経年数のうち五年を超え十年までの年数の月数については十五日)」を、「十二月(その者の経年数のうち、五年を超え十年までの経年数(第一号に掲げる者で級別資格基準表に定める必要経年数が五年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては同号に定める経年数のうち十年から当該必要経年数を減じた年数を超えない年数とし、特定職務従事経年数(職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて教育委員会が人事委員会に協議して定めるものに従事した期間のある職員の経年数のうち他の職員との均衡を考慮して適当と認める年数をいう。以下同じ。)(を除く。)(の月数にあつては十五日、十年を超える経年数(特定職務従事経年数を除く。)(の月数にあつては十八月)」に、「を加えて得た」を、「に四を乗じて得た数を加えた数」に改め、「する号給」の下に、「(教育委員会が人事委員会に協議して定める者にあつては、当該号給の数に三を超えない範囲内で教育委員会が人事委員会に協議して定める数を加えて得た数を号数とする号給)」を加え、同項ただし書を削る。

第十四条の見出し中、「給料月額」を、「号給」に改める。

第十五条の見出し及び同条各号列記以外の部分中、「給料月額」を、「号給」に改め、同条第三号中、「定員」を、「定数」に改める。

第十六条（見出しを含む。）及び第十七条（見出しを含む。）中「給料月額」を「号給」に改める。

第二十一条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項を次のように改める。  
職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に対応し、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表（別表第七）の昇格後の号給欄に定める号給とする。

第二十一条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に、「給料月額」を「号給」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項及び第七項を削り、同条に次の二項を加える。

4 降格した職員をその降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前三項の規定にかかわらず、昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近上位の額の号給）とする。ただし、特別の事情によりこれにより難しい場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

第二十二条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条第一項を次のように改める。  
職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

第二十二条第三項中「による職員の給料月額が他の職員との均衡を著しく失する」を「により職員の号給を決定することが著しく不適当である」に、「給料月額」を「号給」に改め、同条第四項を削る。

第二十四条の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「給料月額」を「号給」に改め、同項第一号中「昭和三十七年十月一日（以下「基準日」という。）以後に新たに職員となつた者（）」を削り、「を除外（）」を「以外の者」に、「の基礎」を「を基礎」に、「給料月額」を「号給」に改め、同項第二号中「基準日の前日から引き続き在職する職員及び基準日以後に新たに職員となりその給料月額」を「その初任給の号給」に、「なる給料月額」を「なる号給」に改め、同条第二項及び第三項中「給料月額」を「号給」に改める。

第二十六条（見出しを含む。）中「給料月額」を「号給」に改める。  
第四章を次のように改める。

#### 第四章 昇給

##### （昇給日）

第二十七条 条例第七条第三項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日は、第三十一条に定めるものを除き、毎年一月一日（以下「昇給日」という。）とする。

##### （勤務成績の証明）

第二十八条 条例第七条第三項の規定による昇給（第三十一条に定めるところにより行うものを除く。次条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

##### （職員の昇給の号給数）

第二十九条 職員を条例第七条第三項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。

##### （年齢により昇給の号給数を抑制する職員）

第三十条 条例第七条第五項の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員は、十五歳に達した日以後における最初の三月三十一日後に在職する職員とする。

##### （研修、表彰等による昇給）

第三十一条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、当該各号に定める日に、条例第七条第三項の規定による昇給をさせることができる。

一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

二 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精勵し、公務のため顕著な功労があつたことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

三 生命をとじて職務を遂行し、そのために危篤となり、又は心身に著しい障害がある

状態となつた場合その他特に必要があるとき認められる場合 教育委員会の定める日  
四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退  
職する場合 退職の日  
(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第三十二条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第四十条の見出し中「給料月額」を「号給」に改め、同条中「第二十一条第五項」を「  
第二十一条第三項」に、「給料月額」を「号給」に改め、同条を第三十三条とする。

第四十一条の見出しを「(復職時等における号給の調整)」に改め、同条第一項中「専  
従許可」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五条の二第一項  
ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)(を」に、「外国派遣職員」を「外  
国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年香川県  
条例第五号)第三条第二項に規定する派遣職員(以下「外国派遣職員」という。)」に、  
「大学院修学休業」を「大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)  
第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。)(を」に改め、「(以下  
「調整期間」という。)(を削り、「又は復職等の日から一年以内の第三十三条に定める  
昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でそ  
の者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「及び復職等の  
日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を  
調整する」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第三十四条とする。

第四十二条(見出しを含む。)(中「給料月額」を「号給」に改め、同条を第三十五条と  
する。

第四十三条中「(昇給期間の短縮を含む。)(を削り、「行なう」を「行う」に改め、  
同条を第三十六条とする。

第四十四条を第三十七条とする。

別表第一中「又は養護教諭」を「養護教諭又は栄養教諭」に改める。

別表第二中「養護教諭」を「養護教諭  
栄養教諭」に改める。

別表第六イ中「養護教諭」を「養護教諭  
栄養教諭」に、「二級九号給」を「二級二十九  
号給」に、「二級五号給」を「二級十三号給」に、「二級二号給」を「二級一号給」に、  
「一級四号給」を「一級十一号給」に、「一級七号給」を「一級二十一号給」に、「一級  
二号給」を「一級一号給」に改め、同表口中「養護教諭」を「養護教諭  
栄養教諭」に、「  
二級十二号給」を「二級四十一号給」に、「二級八号給」を「二級二十五号給」に、「二  
級五号給」を「二級十三号給」に、「二級二号給」を「二級三号給」に、「一級七号給」  
を「一級二十一号給」に、「一級四号給」を「一級十一号給」に、「一級二号給」を「一  
級一号給」に改める。

別表第七を次のように改める。

別表第七を次のように改める。

別表第七を次のように改める。

## 別表第7(第21条関係)

## 昇格時号給対応表

## イ 高等学校等教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1

39	19	1	1
40	20	1	1
41	21	1	1
42	22	1	2
43	23	1	3
44	24	1	4
45	25	1	5
46	26	1	6
47	27	1	7
48	28	1	8
49	29	1	9
50	30	1	10
51	31	1	11
52	32	1	12
53	33	1	13
54	33	2	14
55	34	3	15
56	34	4	16
57	35	5	17
58	35	6	18
59	36	7	19
60	36	8	20
61	37	9	21
62	37	10	22
63	38	11	23
64	38	12	24
65	39	13	25
66	39	14	26
67	40	15	27
68	40	16	28
69	41	17	29
70	42	18	30
71	43	19	31
72	44	20	32
73	45	21	33
74	45	22	34
75	46	23	35
76	46	24	36
77	47	25	37
78	47	26	
79	48	27	
80	48	28	
81	49	29	

82	49	30	
83	49	31	
84	50	32	
85	50	33	
86	50	34	
87	51	35	
88	51	36	
89	51	37	
90	52	38	
91	52	39	
92	52	40	
93	53	41	
94	53	42	
95	54	43	
96	54	44	
97	55	45	
98	55	46	
99	56	47	
100	56	48	
101	57	49	
102	57	49	
103	58	50	
104	58	50	
105	59	51	
106	59	51	
107	60	52	
108	60	52	
109	61	53	
110	61	53	
111	61	54	
112	61	54	
113	62	55	
114	62	55	
115	62	56	
116	62	56	
117	63	57	
118	63	57	
119	63	58	
120	63	58	
121	64	59	
122	64	59	
123	64	60	
124	64	60	

125	65	61	
126	65	61	
127	65	61	
128	65	61	
129	65	62	
130	65	62	
131	65	62	
132	66	62	
133	66	63	
134	66	63	
135	66	63	
136	66	63	
137	66	64	
138	66		
139	67		
140	67		
141	67		
142	67		
143	67		
144	67		
145	67		
146	68		
147	68		
148	68		
149	68		
150	68		
151	68		
152	68		
153	69		

ロ 中学校及び小学校教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇 格 後 の 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1

12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	1	1
19	11	1	1
20	12	1	1
21	13	1	1
22	14	1	1
23	15	1	1
24	16	1	1
25	17	1	1
26	18	1	1
27	19	1	1
28	20	1	1
29	21	1	1
30	22	1	1
31	23	1	1
32	24	1	1
33	25	1	1
34	26	1	1
35	27	1	1
36	28	1	1
37	29	1	1
38	30	1	1
39	31	1	1
40	32	1	1
41	33	1	1
42	34	1	1
43	35	1	1
44	36	1	1
45	37	1	1
46	38	1	1
47	39	1	1
48	40	1	1
49	41	1	1
50	41	2	1
51	42	3	1
52	42	4	1
53	43	5	1
54	43	6	1

55	44	7	1
56	44	8	1
57	45	9	1
58	46	10	2
59	47	11	3
60	48	12	4
61	49	13	5
62	49	14	6
63	50	15	7
64	50	16	8
65	51	17	9
66	51	18	10
67	52	19	11
68	52	20	12
69	53	21	13
70	53	22	14
71	54	23	15
72	54	24	16
73	55	25	17
74	55	26	18
75	56	27	19
76	56	28	20
77	57	29	21
78	57	30	22
79	58	31	23
80	58	32	24
81	59	33	25
82	59	34	25
83	60	35	26
84	60	36	26
85	61	37	27
86	61	38	27
87	61	39	28
88	62	40	28
89	62	41	29
90	62	42	29
91	63	43	30
92	63	44	30
93	63	45	31
94	64	46	31
95	64	47	32
96	64	48	32
97	65	49	33

98	65	50	33
99	65	51	34
100	65	52	34
101	66	53	35
102	66	54	35
103	66	55	36
104	66	56	36
105	67	57	37
106	67	58	
107	67	59	
108	67	60	
109	68	61	
110	68	61	
111	68	62	
112	68	62	
113	69	63	
114	69	63	
115	69	64	
116	69	64	
117	70	65	
118	70	66	
119	70	67	
120	70	68	
121	71	69	
122	71	69	
123	71	70	
124	71	70	
125	72	71	
126		71	
127		72	
128		72	
129		73	
130		73	
131		74	
132		74	
133		75	
134		75	
135		76	
136		76	
137		77	
138		77	
139		78	
140		78	

141		79	
142		79	
143		80	
144		80	
145		81	
146		81	
147		82	
148		82	
149		83	

**備考**

これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第七の二及び別表第八備考を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(切替日における昇格又は降格の特例)

2 平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)に昇格し、又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして改正後の公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「新規則」という。)(第二十一条又は第二十二条の規定を適用する。

(平成十九年一月一日における職員の昇給の号給数等)

3 平成十九年一月一日において、職員を公立学校職員の給与に関する条例(昭和二十九年香川県条例第八号。以下「条例」という。)(第七条第三項の規定による昇給(新規則第三十一条に定めるところにより行うものを除く。)(をさせる場合の昇給の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数(同項において「基準号給数」という。)(に相当する数に、切替日(切替日後に新たに職員となった職員又は切替日後に新規則第二十一条第三項、第二十四条第二項(第二十六条において準用する場合を含む。)(若しくは第三十三条の規定により号給を決定された職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日(から平成十八年十二月三十一日までの期間の月数)(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)(を十二月で除して得た数を乗じて得た数)(一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(人事委員会に協議して教育委員会の定める職員にあっては、人事委員会に協議して教育委員会の定める号給数)とする。この場合において、次に掲げる職員は、昇給しない。

一 この項の規定による号給数が零となる職員

二 次項第三号に掲げる職員で任命権者が昇給させることが相当でないと認めるもの

4 職員の基準号給数は、新規則第二十八条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

る。

一 勤務成績が特に良好である職員 五号給以上(条例第七条第五項の規定の適用を受ける職員にあっては、三号給以上)

二 勤務成績が良好である職員 四号給(条例第七条第五項の規定の適用を受ける職員にあっては、二号給)

三 勤務成績が良好であると認められない職員 三号給以下(条例第七条第五項の規定の適用を受ける職員にあっては、一号給以下)

5 人事委員会に協議して教育委員会の定める事由以外の事由によって切替日から平成十八年十二月三十一日までの期間(当該期間の中途において新たに職員となった職員にあっては、新たに職員となった日から同月三十一日までの期間)の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員その他人事委員会に協議して教育委員会の定める職員については、前項第三号に掲げる職員に該当するものとみなして、前二項の規定を適用する。

6 附則第三項の規定による昇給の号給数が、平成十九年一月一日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給(同月一日において職務の級を異にする異動又は新規則第二十三条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第十一号

義務教育等教員特別手当に関する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年香川県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「養護教諭」の下に「、栄養教諭」を加える。

第三条第一号中「、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員であるときは

その者の属する職務の級及びその級の最高の号給とし、「を削り」、「再任用職員であるときは」を「再任用職員であるときは」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

## 別表第1(第3条関係)

## 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当額表

職員 の区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
	1	5,000	5,400	10,700	17,100
	2	5,000	5,400	10,700	17,100
	3	5,000	5,400	10,700	17,100
	4	5,000	5,400	10,700	17,100
	5	5,200	5,700	11,100	17,500
	6	5,200	5,700	11,100	17,500
	7	5,200	5,700	11,100	17,500
	8	5,200	5,700	11,100	17,500
	9	5,400	6,000	11,500	17,900
	10	5,400	6,000	11,500	17,900
	11	5,400	6,000	11,500	17,900
	12	5,400	6,000	11,500	17,900
	13	5,600	6,300	12,400	18,300
	14	5,600	6,300	12,400	18,300
	15	5,600	6,300	12,400	18,300
	16	5,600	6,300	12,400	18,300
	17	5,900	6,600	12,800	18,700
	18	5,900	6,600	12,800	18,700
	19	5,900	6,600	12,800	18,700
	20	5,900	6,600	12,800	18,700
	21	6,200	7,000	13,200	19,000
	22	6,200	7,000	13,200	19,000
	23	6,200	7,000	13,200	19,000
	24	6,200	7,000	13,200	19,000
	25	6,500	7,300	13,600	19,400
	26	6,500	7,300	13,600	19,400
	27	6,500	7,300	13,600	19,400
	28	6,500	7,300	13,600	19,400
	29	6,800	7,600	14,000	19,600
	30	6,800	7,600	14,000	19,600
	31	6,800	7,600	14,000	19,600
	32	6,800	7,600	14,000	19,600
	33	7,100	7,900	14,400	19,900
	34	7,100	7,900	14,400	19,900
	35	7,100	7,900	14,400	19,900
	36	7,100	7,900	14,400	19,900
	37	7,400	8,300	14,800	20,200

	38	7,400	8,300	14,800	20,200
	39	7,400	8,300	14,800	20,200
	40	7,400	8,300	14,800	20,200
	41	7,700	8,900	15,100	20,200
	42	7,700	8,900	15,100	20,200
	43	7,700	8,900	15,100	20,200
	44	7,700	8,900	15,100	20,200
	45	8,000	9,300	15,500	20,200
	46	8,000	9,300	15,500	20,200
	47	8,000	9,300	15,500	20,200
	48	8,000	9,300	15,500	20,200
	49	8,300	9,700	15,900	20,200
	50	8,300	9,700	15,900	
	51	8,300	9,700	15,900	
	52	8,300	9,700	15,900	
	53	8,600	10,500	16,300	
	54	8,600	10,500	16,300	
	55	8,600	10,500	16,300	
	56	8,600	10,500	16,300	
	57	8,800	10,900	16,700	
	58	8,800	10,900	16,700	
	59	8,800	10,900	16,700	
	60	8,800	10,900	16,700	
	61	9,100	11,300	17,100	
	62	9,100	11,300	17,100	
	63	9,100	11,300	17,100	
	64	9,100	11,300	17,100	
	65	9,400	12,100	17,400	
	66	9,400	12,100	17,400	
	67	9,400	12,100	17,400	
	68	9,400	12,100	17,400	
	69	9,700	12,500	17,700	
	70	9,700	12,500	17,700	
	71	9,700	12,500	17,700	
再任	72	9,700	12,500	17,700	
用職	73	9,900	12,900	18,000	
員以	74	9,900	12,900	18,000	
外の	75	9,900	12,900	18,000	
職員	76	9,900	12,900	18,000	
	77	10,200	13,300	18,300	
	78	10,200	13,300	18,300	
	79	10,200	13,300	18,300	
	80	10,200	13,300	18,300	
	81	10,400	13,700	18,500	

82	10,400	13,700	18,500
83	10,400	13,700	18,500
84	10,400	13,700	18,500
85	10,600	14,000	18,700
86	10,600	14,000	18,700
87	10,600	14,000	18,700
88	10,600	14,000	18,700
89	10,800	14,400	18,900
90	10,800	14,400	18,900
91	10,800	14,400	18,900
92	10,800	14,400	18,900
93	11,000	14,700	19,100
94	11,000	14,700	19,100
95	11,000	14,700	19,100
96	11,000	14,700	19,100
97	11,200	15,000	19,400
98	11,200	15,000	19,400
99	11,200	15,000	19,400
100	11,200	15,000	19,400
101	11,400	15,400	19,500
102	11,400	15,400	19,500
103	11,400	15,400	19,500
104	11,400	15,400	19,500
105	11,500	15,700	19,600
106	11,500	15,700	
107	11,500	15,700	
108	11,500	15,700	
109	11,600	16,000	
110	11,600	16,000	
111	11,600	16,000	
112	11,600	16,000	
113	11,700	16,300	
114	11,700	16,300	
115	11,700	16,300	
116	11,700	16,300	
117	11,900	16,500	
118	11,900	16,500	
119	11,900	16,500	
120	11,900	16,500	
121	12,000	16,800	
122	12,000	16,800	
123	12,000	16,800	
124	12,000	16,800	
125	12,100	17,000	

	126		17,000		
	127		17,000		
	128		17,000		
	129		17,200		
	130		17,200		
	131		17,200		
	132		17,200		
	133		17,400		
	134		17,400		
	135		17,400		
	136		17,400		
	137		17,600		
	138		17,600		
	139		17,600		
	140		17,600		
	141		17,700		
	142		17,700		
	143		17,700		
	144		17,700		
	145		17,800		
	146		17,800		
	147		17,800		
	148		17,800		
	149		17,900		
再任用職員		8,000	9,700	12,800	16,300

## 別表第2(第3条関係)

## 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の義務教育等教員特別手当額表

職員 の区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
	1	5,000	6,300	12,800	17,100
	2	5,000	6,300	12,800	17,100
	3	5,000	6,300	12,800	17,100
	4	5,000	6,300	12,800	17,100
	5	5,200	6,600	13,200	17,500
	6	5,200	6,600	13,200	17,500
	7	5,200	6,600	13,200	17,500
	8	5,200	6,600	13,200	17,500
	9	5,400	7,000	13,600	17,900
	10	5,400	7,000	13,600	17,900
	11	5,400	7,000	13,600	17,900
	12	5,400	7,000	13,600	17,900
	13	5,600	7,300	14,000	18,300
	14	5,600	7,300	14,000	18,300
	15	5,600	7,300	14,000	18,300
	16	5,600	7,300	14,000	18,300
	17	5,900	7,600	14,400	18,700
	18	5,900	7,600	14,400	18,700
	19	5,900	7,600	14,400	18,700
	20	5,900	7,600	14,400	18,700
	21	6,200	7,900	14,800	19,000
	22	6,200	7,900	14,800	19,000
	23	6,200	7,900	14,800	19,000
	24	6,200	7,900	14,800	19,000
	25	6,500	8,300	15,100	19,400
	26	6,500	8,300	15,100	19,400
	27	6,500	8,300	15,100	19,400
	28	6,500	8,300	15,100	19,400
	29	6,800	8,900	15,500	19,600
	30	6,800	8,900	15,500	19,600
	31	6,800	8,900	15,500	19,600
	32	6,800	8,900	15,500	19,600
	33	7,100	9,300	15,900	19,900
	34	7,100	9,300	15,900	19,900
	35	7,100	9,300	15,900	19,900
	36	7,100	9,300	15,900	19,900
	37	7,400	9,700	16,300	20,200

	38	7,400	9,700	16,300	20,200
	39	7,400	9,700	16,300	20,200
	40	7,400	9,700	16,300	20,200
	41	7,700	10,500	16,700	20,200
	42	7,700	10,500	16,700	20,200
	43	7,700	10,500	16,700	20,200
	44	7,700	10,500	16,700	20,200
	45	8,000	10,900	17,100	20,200
	46	8,000	10,900	17,100	
	47	8,000	10,900	17,100	
	48	8,000	10,900	17,100	
	49	8,300	11,300	17,400	
	50	8,300	11,300	17,400	
	51	8,300	11,300	17,400	
	52	8,300	11,300	17,400	
	53	8,600	12,100	17,700	
	54	8,600	12,100	17,700	
	55	8,600	12,100	17,700	
	56	8,600	12,100	17,700	
	57	8,800	12,500	18,000	
	58	8,800	12,500	18,000	
	59	8,800	12,500	18,000	
	60	8,800	12,500	18,000	
	61	9,100	12,900	18,300	
	62	9,100	12,900	18,300	
	63	9,100	12,900	18,300	
	64	9,100	12,900	18,300	
	65	9,400	13,300	18,500	
	66	9,400	13,300	18,500	
	67	9,400	13,300	18,500	
	68	9,400	13,300	18,500	
	69	9,700	13,700	18,700	
	70	9,700	13,700	18,700	
	71	9,700	13,700	18,700	
再任	72	9,700	13,700	18,700	
用職	73	9,900	14,000	18,900	
員以	74	9,900	14,000	18,900	
外の	75	9,900	14,000	18,900	
職員	76	9,900	14,000	18,900	
	77	10,200	14,400	19,100	
	78	10,200	14,400		
	79	10,200	14,400		
	80	10,200	14,400		
	81	10,400	14,700		

82	10,400	14,700
83	10,400	14,700
84	10,400	14,700
85	10,600	15,000
86	10,600	15,000
87	10,600	15,000
88	10,600	15,000
89	10,800	15,400
90	10,800	15,400
91	10,800	15,400
92	10,800	15,400
93	11,000	15,700
94	11,000	15,700
95	11,000	15,700
96	11,000	15,700
97	11,200	16,000
98	11,200	16,000
99	11,200	16,000
100	11,200	16,000
101	11,400	16,300
102	11,400	16,300
103	11,400	16,300
104	11,400	16,300
105	11,500	16,500
106	11,500	16,500
107	11,500	16,500
108	11,500	16,500
109	11,600	16,800
110	11,600	16,800
111	11,600	16,800
112	11,600	16,800
113	11,700	17,000
114	11,700	17,000
115	11,700	17,000
116	11,700	17,000
117	11,900	17,200
118	11,900	17,200
119	11,900	17,200
120	11,900	17,200
121	12,000	17,400
122	12,000	17,400
123	12,000	17,400
124	12,000	17,400
125	12,100	17,600

	126	12,100	17,600		
	127	12,100	17,600		
	128	12,100	17,600		
	129	12,300	17,700		
	130	12,300	17,700		
	131	12,300	17,700		
	132	12,300	17,700		
	133	12,400	17,800		
	134	12,400	17,800		
	135	12,400	17,800		
	136	12,400	17,800		
	137	12,500	17,900		
	138	12,500			
	139	12,500			
	140	12,500			
	141	12,600			
	142	12,600			
	143	12,600			
	144	12,600			
	145	12,800			
	146	12,800			
	147	12,800			
	148	12,800			
	149	12,900			
	150	12,900			
	151	12,900			
	152	12,900			
	153	13,000			
再任 用職 員		8,000	9,700	12,800	16,300

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

産業教育手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第十二号

産業教育手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業教育手当の支給に関する条例施行規則（昭和三十三年香川県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「百分の十」を「百分の七」に改め、同条ただし書中「百分の六」を「百分の四」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の一項を加える。

（支給額の算定の特例）

2 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第三十号）（附則第五項から第七項までの規定による給料を支給される職員に関する第一条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第三十号）（附則第五項から第七項までの規定による給料の額との合計額）」とする。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

定時制通信教育手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第十三号

定時制通信教育手当の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当の支給に関する条例施行規則（昭和三十五年香川県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「百分の十」を「、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める率」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 定時制の課程を置く県立高等学校の校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）（百分の三）
  - 二 通信制の課程を置く県立高等学校（前号に掲げるものを除く。）の校長（本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。）（百分の二）
  - 三 定時制の課程を置く県立高等学校の教頭（定時制の課程に関する校務を整理する者に限る。）（百分の五）
  - 四 通信制の課程を置く県立高等学校の教頭（通信制の課程に関する校務を整理する者に限る。）（百分の四）
  - 五 定時制の課程を置く県立高等学校の教員（本務として定時制教育に従事する者に限る。）（百分の七）
  - 六 通信制の課程を置く県立高等学校の教員（本務として通信教育に従事する者に限る。）（百分の五）
- 第二条を削る。
- 第三条中「条例」を「定時制通信教育手当の支給に関する条例（昭和三十五年香川県条例第三十一号）」に改め、同条を第二条とし、第四条を第三条とする。
- 第五条中「又は第二条」を削り、同条を第四条とする。
- 附則第三項を次のように改める。
- （定時制通信教育手当の額の算定の特例）
- 3 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第三十号）（附則第五項から第七項までの規定による給料を支給される職員に関する第一条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年香川県条例第三十号）（附則第五項から第七項までの規定による給料の額との合計額）」とする。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第十四号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和四十六年香川県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「内海町立福田小学校」を削り、「土庄町立豊島中学校」を「土

三木町立神山小学校

三木町立小養小学校

庄町立豊島中学校

三木町立神山中学校

三木町立小養中学校

豆島町立福田小学校

「三木町立小養小学校

を削り、別表第一第二号の表中

三木町立神山中学校

三木町立小養中学校

を削り、別表第一第二号の表中

三木町立神山中学校

三木町立小養中学校

を削り、別表第一第二号の表中

三木町立神山中学校

三木町立小養中学校

を削り、別表第一第二号の表中

三木町立神山中学校

三木町立小養中学校

を削り、別表第一第二号の表中

附 則

改める。

別表第二の表中「琴南町立琴南中学校」を「まんのう町立琴南中学校」に改める。

香川県教育委員会規則第十六号

香川県教科書センター設置管理規則の一部を改正する規則

1 この規則は、公布の日から施行する、ただし、別表第一第一号の表の改正規定

木町立神山小学校

木町立小養小学校

木町立神山中学校

木町立小養中学校

を削る部分に限る。

は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後のへき地手当等に関する規則（以下「新規則」という。）（別表第二の規定は平成十八年三月二十日から、新規則別表第一の規定は同月二十一日から適用する。）

教育長の期末手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第十五号

教育長の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

教育長の期末手当に関する規則（昭和六十年香川県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「四級」を「三級」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県教科書センター設置管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川 県 教 育 委 員 会

香川県教科書センター設置管理規則（昭和三十一年香川県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「さぬき市公民館（さぬき市津田公民館）」を「さぬき市津田支所」に、「綾歌郡綾南町」を「綾歌郡綾川町」に、「仲多度郡満濃町南町役場内」を「綾川町役場内」に、「満濃町農村環境改善センター内」を「まんのう町のう町」に改める。

満濃農村環境改善センター内」に改める。

第六条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「満濃町農村環境改善センター」を「まんのう町満濃農村環境改善センター」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定（「さぬき市公民館（さぬき市津田公民館）」を「さぬき市津田支所」に改める部分に限る。）及び第六条第一項の改正規定（同項第七号の改正規定を除く。）は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第十七号

香川県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

香川県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和三十三年香川県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表中「養護教諭」の下に、「栄養教諭」を加える。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第十八号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則  
公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年香川県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四号に次のように加える。

二 国際協力の活動又は国際理解の促進を図るための活動で、国、地方公共団体又は公共的団体が主催し、又は共催して行う国際協力等のための事業において行うもの

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

香川県高等学校校定時制課程及び通信制課程在学修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第十九号

香川県高等学校校定時制課程及び通信制課程在学修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

香川県高等学校校定時制課程及び通信制課程在学修学資金貸付条例施行規則（昭和四十九年香川県教育委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第四条を第五条とする。

第三条第一項第三号中「前年の所得」を「年間収入金額」に改め、同条第二項を次のように改め、同条を第四条とする。

2 前項の場合において、修学資金の貸付けを受けようとする者が第二条第二項第一号イ又はロに該当するとき以外のときは、前項各号に掲げる書類のほか、その者を基準年における控除対象配偶者等とする者に係る同項第三号及び第四号に掲げる書類を添付しな

ければならない。

第二条第一項中「第四条に規定する連帯保証人」を「第四条第一項の連帯保証人は、修学資金の貸付けを受けようとする者が成年者であるとき」に改め、同条第二項中「又は」の下に「連帯保証人が条例第四条第二項若しくは前項に規定する要件に該当しなくなつたこと(貸付けを受けた者が成年に達したことにより条例第四条第二項に規定する要件に該当しなくなつたことを除く。)(その他の理由により)」を加え、「香川県教育委員会教育長(以下「及び」という。)」を削り、同条を第三条とし、第一条の次に次の二条を加える。

(貸付けの対象者の要件)

第二条 条例第二条第一号に掲げる要件を備える者は、経常的収入を得る職業に就いていない者でなければならない。

2 条例第二条第二号に掲げる要件を備える者は、次の各号の要件を備える者とする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 香川県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)(が別に定める年(以下「基準年」という。)(中の収入金額(以下「年間収入金額」という。)(が二百七十九万円以下である者

ロ 基準年において所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者又は扶養親族(以下「控除対象配偶者等」という。)(を有する者であつて、年間収入金額が同法の規定により所得税を課税されないこととなる額(以下「非課税収入金額」という。)(の最高額の一・九二倍以下であるもの

ハ 年間収入金額が非課税収入金額の最高額の一・九二倍以下である者の基準年における控除対象配偶者等である者

二 香川県高等学校等奨学金貸付条例(平成十四年香川県条例第四号)による奨学金の貸付け又は独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与を受けていないこと。

(修学資金の月額及び貸付けの方法)

第二条の二 修学資金の月額は、条例第三条第一項に規定する額のうち修学資金の貸付けを受ける者が選択する額とし、その貸付けは、原則として、三月分を一括してその最初

の月に行つものとする。

2 教育長は、修学資金の貸付けを受けている者(以下「貸付けを受けている者」という。)(の申請に基づき、条例第三条第一項に規定する額の範囲内において、修学資金の月額を変更することができる。

第六条中「修学資金の貸付けを受けている者(以下「及び」という。)(」を削る。

第八条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「同条第三号」を「条例第七条第三号」に改める。

第十二条第一項中「月賦又は半年賦の均等払い」を「年賦、半年賦、月賦その他一年内の割賦の均等返還」に改める。

第十五条第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

第一号様式を次のように改める。

## 第1号様式（第16条関係）

修学資金貸付申込書				
			年	月 日
香川県教育委員会教育長 殿				
申込者氏名				印
連帯保証人氏名				印
香川県高等学校定時制課程及び通信制課程在学学生修学資金貸付条例の規定により修学資金の貸付けを受けたいので申し込みます。				
ふりがな氏名			住 所	
			電 話 番 号	
			生 年 月 日	年 月 日
在 学 校	所在地		学 年 第	学年
	学校名		入 学 年 月 日	年 月 日
	課程名		卒 業 見 込 年 月	年 月
希望貸付期間	年 月 ~ 年 月 箇月間			
希望貸付額	月額 円			
他の奨学金等の受給の有無	無 ・ 有 （奨学金等の名称）			
連帯保証人	ふりがな氏名		生 年 月 日	年 月 日
	住 所			電 話 番 号
				本人との関係

（注） 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第十二号様式中

新 連帯保証人	氏名	生年月日	年 月 日
	住所	本人との 関係	
前年の 収入	税込	農業のときは耕作面積 アール	

を

新 連帯保証人	ふりがな 氏名	生年月日	年 月 日
	住所	電話番号 本人との 関係	

に

の

「連帯保証人

住 所 氏 名  
住 所 氏 名  
住 所 氏 名  
住 所 氏 名

の

①

第十二号様式及び第十三号様式中

「月賦均等返還金  
半年賦均等返還金

附 則

の  
を

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の第二号様式又は第十二号様式による連帯保証人変更願又は修学資金返還計画書は、それぞれ改正後の第二号様式又は第十二号様式による連帯保証人変更願又は修学資金返還計画書とみなす。

3 改正後の第十一号様式は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定のあった修学資金について適用し、同日前に貸付けの決定のあった修学資金については、なお従前の例に  
よる。

香川県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第二十号

香川県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する等の規則

(香川県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第一条 香川県教育委員会事務局組織規則(昭和四十四年香川県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第八条第十二号中、「香川県立屋島少年自然の家及び香川県五色台野外活動センター」を「及び香川県立屋島少年自然の家」に改める。

(香川県少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第二条 香川県少年自然の家の管理運営に関する規則(昭和四十六年香川県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「(昭和四十六年香川県条例第九号)第五条」を、「(昭和四十六年香川県条例第四号。以下「条例」といふ。)第六条」に改める。

第二条第一号中、「少年の集団宿泊訓練として」を、「青少年の集団宿泊学習又は野外活動に関する」に改め、同条第二号中、「少年の集団宿泊訓練」を、「青少年の集団宿泊学習又は野外活動」に、「及び指導と」を、「並びに指導及び」に改め、同条第四号中、「その

他前各号」を「前三号」に改める。

第六条を次のように改める。

(塩水プールの利用期間)

第六条 塩水プールを利用することができる期間は、七月一日から八月三十一日までとする。

2 所長は、必要があると認めるときは、前項の期間以外の日において臨時に塩水プールを利用することができる日又は同項の期間において臨時に塩水プールを利用することができない日を定めることができる。

第十五条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「の実施」を「に定めるもののほか、少年自然の家の管理運営」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条中「使用者は、」を「少年自然の家の」に、「備品等をき損し」を「物品等を損傷し」に、「とき」を「者」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条の前の見出し及び同条を削る。

第十二条の見出し中「使用」を「入所」に改め、同条中「次の」を「所長は、次の」に、「一」に「を、いずれかに」に、「の使用」を「への入所」に、「退場」を「の退所」に改め、同条第三号中「もの」を「物」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の見出し及び一条を加える。

(損害賠償の責任)

第十四条 利用者は、その責に帰すべき理由により利用許可若しくは変更許可を取り消され、又は利用を停止されたために損害を被る場合においても、その損害の賠償を請求することができない。

第十条及び第十一条を削る。

第九条中「次の」を「利用者が次の」に、「一」に「を、いずれかに」に改め、「場合は」の下に「、教育長が定めるところにより」を加え、同条第一号中「及び児童福祉関係機関並びに」を「若しくは児童福祉に関する機関又は」に、「入所する」を「利用する」に改め、同条第二号中「使用する者が」を削り、同条を第十二条とする。

第八条中「額並びに各室を分割して使用する場合は使用料、午前、午後その他使用時間を分割して使用する場合は使用料及び冷暖房使用料」を「使用料」に改め、同条を第

十一条とする。

第七条の見出しを「(個人利用券の購入)」に改め、同条中「使用しよう」を「利用しよう」に、「塩水プール個人使用券(第二号様式)」を「塩水プール個人利用券(第三号様式)」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(利用の許可の取消し等)

第十条 所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可若しくは変更許可を取り消し、又は少年自然の家の利用の停止を命ずることができる。

一 この規則の規定に違反し、又は所長の指示に従わなかったとき。

二 偽りその他不正の手段により利用許可又は変更許可を受けたとき。

三 第八条第二項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

四 第八条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)(の規定により付された許可の条件に違反したとき。

第六条の次に次の二条を加える。

(利用の許可を要する施設)

第七条 少年自然の家のうち条例第五条の許可を受けなければならない施設は、次の各号に掲げる少年自然の家の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

一 香川県立五色台少年自然の家 研修室、宿泊施設、キャンプ場及びホール

二 香川県立屋島少年自然の家 体育館、宿泊施設、会議室及びキャンプ場並びに塩水プール(専用使用により利用する場合に限る。)

(利用の許可)

第八条 条例第五条前段の規定による利用の許可(以下「利用許可」という。)(を受けようとする者は、あらかじめ少年自然の家利用申請書(第一号様式)を所長に提出しなければならない。

2 所長は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

一 少年自然の家の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

二 少年自然の家の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、少年自然の家の管理上支障があると認められるとき。

3 利用許可には、少年自然の家の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。  
 4 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、条例第五条後段の規定による変更の許可(以下「変更許可」という。)を受けようとするときは、少年自然の家利用変更申請書(第二号様式)を所長に提出しなければならない。

5 第二項及び第三項の規定は、変更許可については準用する。

別表中「第八条関係」を「第十一条関係」に改め、別表第一号の表中「使用するものをいう」を「利用するものをいう。以下同じ」に、「使用する場合の」を「利用する場合の」に、

「 附属施設及び設備の使用料

「 ホール使用料

九時から十七時までの間 一室につき一時間当たり	四百五十円
十七時から二十一時までの間 一室につき一時間当たり	五百六十円

附属施設及び設備の使用料

「 冷房使用料

「 キャンプ用寝具

一般	一式につき一泊	三百四十円
生徒及び児童	一式につき一泊	二百二十円
個人	一式につき一泊	二百円
団体	一式につき食事一回	二百二十円
キャンプ用炊事用具	一式につき一日	九百円
ホール附設炊事設備	一式につき一日	九百円
冷房使用料	一式につき一日	九百円

「 宿泊施設を研修に使用する場合

「 宿泊施設を研修に利用する場合

一室につき一時間当たり	百七十円
一室につき一時間当たり	百七十円

改め、別表第二号の表中「(学校行事又は教育委員会が主催する事業に二十人以上で使用するものをいう。)(及び

「一 テント 一 張につき一泊 一 三百四十円」を削り、「毛布」を「キャンプ用毛布」に改める。

第一号様式中「第6条関係」を「第8条関係」に、「少年自然の家使用申請書」を「少年自然の家利用申請書」に、「第6条の」を「第8条第1項の」に、「使用を申請します」を「利用の申請をします」に、「使用目的」を「利用目的」に、「使用期間」を「利用期間」に、「使用区分」を「利用区分」に、「又は設備」を「設備又は物品」に改める。

第二号様式中「第7条関係」を「第9条関係」に、「塩水プール個人使用券」を「塩水プール個人利用券」に、「使用日」を「利用日」に改め、同様式中「個人使用券」を「個人利用券」に改め、同様式を第三号様式とし、第一号様式の次に次の様式を加える。

第2号様式（第8条関係）

少年自然の家利用変更申請書

香川県少年自然の家の管理運営に関する規則第8条第4項の規定に基づき、次のとおり利用の変更の申請をします。

年 月 日

少年自然の家所長 殿

申請者住所 \_\_\_\_\_

申請者職氏名 \_\_\_\_\_

団 体 名 \_\_\_\_\_

許可済の内容	利用目的					
	利用期間	月	日から	入退所時刻	入所	時
		月	日まで			
	利用区分					
	指導者職氏名					
変更の内容	変更事項	変更前		変更後		
	変更の理由					
	備 考					

(香川県五色台野外活動センターの管理運営に関する規則の廃止)

第三条 香川県五色台野外活動センターの管理運営に関する規則(昭和四十七年香川県教育委員会規則第六号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に第三条による廃止前の香川県五色台野外活動センターの管理運営に関する規則(以下「旧野外活動センター規則」という。)第六条の規定によりした使用の許可(この規則の施行の日以後の使用に係るものに限る。)は、香川県少年自然の家条例の一部を改正する等の条例(平成十八年香川県条例第三十七号)第一条による改正後の香川県少年自然の家条例(昭和四十六年香川県条例第四号)第五条前段の規定によりした利用の許可とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧野外活動センター規則第六条の規定によりされている使用の許可の申請は、第二条の規定による改正後の香川県少年自然の家の管理運営に関する規則第八条第一項の規定によりされた利用の許可の申請とみなす。

4 第二条による改正前の香川県少年自然の家の管理運営に関する規則第一号様式及び第二号様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

香川県立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第二十一号

香川県立図書館規則の一部を改正する規則

香川県立図書館規則(昭和五十八年香川県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条」を「第二条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第二十二号

香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則を廃止する規則

香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則(昭和五十七年香川県教育委員会規則第十九号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例を廃止する条例(平成十八年香川県条例第四十六号。以下「廃止条例」という。)による廃止前の香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例(以下「旧条例」という。)の規定により奨学資金の貸与の決定を受けている者に係る奨学金の貸与については、廃止前の香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則(以下「旧規則」という。)第三条から第六条まで、第七条第一項、第七条の二から第十二条まで、第十六条及び第十七条、別表並びに第一号様式から第七号様式まで及び第十四号様式から第十六号様式までの規定は、その者がその日に在学している高等学校等に引き続き在学する期間(その日後に転学した場合にあっては、転学後の高等学校等に在学する期間を含む。)に限り、なおその効力を有する。

3 施行日前に旧条例の規定により貸与を受けた奨学資金及び施行日以後に廃止条例附則第二項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例の規定により貸与を受けた奨学金の返還については、旧規則第十三条から第十七条まで及び第八号様式から第十六号様式までの規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)

4 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則(平成十二年香川県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

「二 特例条例別表第二の 一 特例条例別表第二の一の項を削り、同表二の項中 三十五の項の規則に定 める書類 を 四の項の規則に定める書 類 に改める。」

表第二の三十

(香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正に伴う経過措置)

5 廃止条例附則第二項又は第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧条例の規定による奨学金の貸与及び奨学資金の返還については、前項の規定による改正前の香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則別表第二の一の項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

平成十八年三月三十一日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度70%再生紙を使用しています